修学支援奨学金専門部会設置要項

制定 平成23年2月9日要項第26号 最終改正 令和4年7月25日要項第7号

(目的)

第1条 この要項は、電気通信大学学生支援センター規程に基づく専門部会の設置に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学生支援センター運営会議(以下「センター会議」という。)に、学生の修学支援奨学金のための専門部会(以下「奨学金専門部会」という。)を置く。

(任務)

- 第3条 奨学金専門部会は、次の各号に掲げる事項を任務とする。
 - (1) 奨学金の審査基準及び審査方法の決定
 - (2) 奨学金制度の広報に関する広報センターとの連絡・調整
 - (3) 奨学生選定のための審査及びセンター会議への報告
 - (4) 奨学金授与式の企画・運営

(部会員)

- 第4条 奨学金専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。
 - (1) 学生支援センター長
 - (2) センター会議の構成員のうちから学生支援センター長が指名する者
 - (3) 学務部学生課長
 - (4) その他部会長が必要と認めた者

(部会長)

第5条 奨学金専門部会に部会長を置き、第4条第1号の者をもって充てる。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、奨学金専門部会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日要項第7号)

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日要項第24号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月25日要項第7号)

この要項は、令和4年8月1日から施行する。